

## 令和6年度「英語で教室から世界とつながる」プラットフォーム事業 実施要領

広島県教育委員会

### 1 趣旨

中学校外国語科の授業において、生徒が外国人等と英語を使って主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、県教育委員会が海外の教育機関等と連携してプラットフォームを構築し、県内の中学校等のニーズに対応した海外の学校を紹介するとともに、授業等での交流を支援する。

### 2 事業の内容

県内（広島市を除く。）の中学校等 11 校（以下、「参加校」という。）において、県教育委員会が紹介する海外の学校（以下、「海外校」という。）との交流を位置付けた中学校外国語科の授業づくりを推進する。

### 3 実施方法

#### (1) 参加校の取組内容等

参加校は、県教育委員会の支援を得ながら海外校と連携し、海外校との交流を位置付けた中学校外国語科の授業づくりに取り組む。なお、取組期間は、1年間とする。

取組に当たっては、次の点に留意する。

ア 海外校との交流を位置付けた「話すこと」の言語活動を中心とした授業を実施する。

イ 授業等での交流に向けた海外校との連携を行う。

ウ 海外校との交流を円滑に実施するため、県教育委員会が主催する検討会（年1回）に参加し、交流内容等の検討を行う。

時期	主な内容	対象
5月	○事業説明 ○令和5年度協力校による実践発表 ○交流内容等の検討等	各参加校の管理職（オンライン） 各参加校の英語担当教員 市町教育委員会担当者

エ 海外校との連携に必要な実施計画書及び実践事例等を作成するとともに、県教育委員会が生徒及び英語担当教員に対して行うアンケート等へ協力する。

#### (2) 推進及び普及（県教育委員会・市町教育委員会の取組）

ア 県教育委員会は、本事業の取組を推進し、成果を普及させるために、次のことを行うものとする。

(ア) 参加校のニーズに対応した海外校の紹介

(イ) 参加校の取組の推進、質の向上を目指した検討会の実施

(ウ) 参加校に対し、本事業の取組の実施に必要な支援（県教育委員会ホームページ等における情報発信、オンライン相談、学校訪問による指導・助言等）

(エ) 実践事例等の編集及び県内への普及

イ 市町教育委員会は、本事業の取組を推進し、成果を普及させるために、次のことを行うものとする。

(ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び普及への協力

(イ) 実践事例の作成等への指導・支援

### 4 計画書等の提出

(1) 市町教育委員会は、実施計画書等を以下のとおり提出するものとする。

ア 別紙1（実施計画書）：県教育委員会が別に定める期限まで

イ 別紙2（実践事例）：県教育委員会が別に定める期限まで

ウ 別紙3（英語担当教員及び生徒質問紙調査）：県教育委員会が別に定める期限まで

(2) 取組の成果については、県教育委員会においてその集録を編集し、インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

### 5 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。